

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

10月号
2018

2018.10.25

発行者：株式会社リーテム

✓ **今月のテーマ**
「いま知りたい“スクラップ売却”のこれから」
 昨年から大幅に強化された中国の金属やプラスチック材の輸入規制（2018年末で全面停止）や、本年10月のバーゼル法改正により、従来以上に廃棄物の日本国内での資源化が求められています。
 今月は、バーゼル法の改正で新たに加わった関係各所へのインパクトについて、分かりやすく解説します。

🗨️ **日本の輸出規制**

「雑品くずの取扱い・輸出」をめぐる、生活環境の保全上の支障や、不適正輸出に伴う環境汚染防止のため、いわゆる雑品スクラップ業者と呼ばれる業態の事業に関わる、2つの法改正がありました。

	⚖️ 法律	📖 改正内容
1	廃棄物処理法（2018年4月改正施行）	「法定に適合した設備投資」、「登録」（猶予期限：2018年9月30日）これらがなければ事業継続困難
2	バーゼル法（2018年10月改正施行）	規制対象物（雑品くず）の輸出は、中国、第三国の全て規制対象

バーゼル法による輸出規制対象品目

従前（2017年）

法改正後（2018年10月1日以降）

	品目		生活系		事業系		概要
	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
①	家電製品（4品目） テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機		×	-	×	×	家電リサイクル法対象4品目 と同事業系を対象化
②	小型家電（28品目） 電話、携帯電話、ラジオ、デジカメ、オーディオ、PC、プリンター、ディスプレイ、電子書籍、ミシン等		-	-	×	×	小型家電リサイクル法の対象 28品目と同事業系を対象化
③	給湯器		-	-	×	×	●電線被覆（鉛含有）除去 ●鉛めっき除去
④	配電盤		-	-	×	×	●電子部品除去
⑤	無停電電源装置（UPS）		-	-	×	×	●鉛バッテリー除去 ●鉛バッテリー以外の電池除去
⑥	冷却用コンプレッサー（黒モーター）		-	-	×	×	●冷凍機油除去
⑦	その他（上記以外）		-	-	-	-	●基板、電池は除去要

注) 家電製品：家電リサイクル法対象製品
 小型家電：小型家電リサイクル法対象製品

📦 廃棄物処理法改正に基づき、「有害使用済機器の保管
 または処分業者の届出」が必要
 📦 バーゼル法の特定有害廃棄物として新たに規制



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F
 TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

雑品スクラップに関連する改正バーゼル法のポイント

雑品スクラップの規制対象物が明確となり、厳しい管理が適用されます。

主な ポイント	省令に明記された規制対象物 (※前出の表を参照)	➡	輸出するには、バーゼル法に基づく手続き必要
	規制対象物を混合物の一部として含むもの	➡	これらを除去しない限り、混合物総体として特定有害廃棄物等に該当
	濃度測定	➡	輸出者自らの化学分析や製造プロセスの説明と、客観的な証明が必要

中国の輸入規制も踏まえた環境変化

中国では、雑品くずの受入が2018年12月末で全面禁止となります。さらに日本国内の輸出規制が加わり2019年の輸出環境は大幅に変化します。2017年には、中国等に輸出されていた約230万tの鉄と非鉄の複合物は行き場を失い、20年ぶりに国内における選別・回収などの事業に回帰せざるを得ない状況となる見込みです。

国内では、機械処理によって非鉄金属などを精緻に回収できる処理施設の増設や、適正なダスト処理技術と運用体制の確立が必要となるでしょう。

今後どうすべきか？

これまで、鉄非鉄複合物（小型家電含む）を企業に売却してきた設備メーカーや建物解体に携わる企業におかれては、事業環境の変化をよくご理解いただき、信頼できる国内回収ルートへの転換を早急に進める必要があると考えます。

既に、改正バーゼル法は、10月1日に施行しており、いずれ会社のコンプライアンス状況に影響を及ぼすことになります。

重要 ポイント	中国の輸入禁止は、一過性ではない	➡	中国では、雑品くずはもう要らない。
	国内法改正により、雑品スクラップ輸出企業に大きな変化	➡	輸出企業の大半は淘汰される可能性
	メーカーや販売会社は従来の売却（輸出ルート）が絶たれる	➡	国内で機械処理を行う非鉄リサイクル事業者が望ましい（コンプライアンス面）

編集後記

雑品くずの商流は、直近1カ月程度で大きく変わった。さらに「輸出」の最も高いハードルは、バーゼル法改正にこそある。量的規模を踏まえると、国内処理もやがてパンクすることが明白な中、企業自らできることは、国内処理ルートへの切り替えによる処理枠の確保とコンプライアンス面の強化と言えるでしょう。

<追加情報> 環境省は、10月18日、外国政府による廃棄物の輸入規制等に係る影響等の調査結果として、中国の廃プラ輸入規制の影響について、自治体及び、産廃処理施設向けのアンケート結果を公表。

<http://www.env.go.jp/press/106088.html>

◆ リーテムのサービスのご紹介

実務セミナー & 工場見学会「いま知りたい！国内廃棄物の動向」の追加開催が決まりました。

お申込みはコチラから

<https://www.re-tem.com/ecotimes/seminar/20181018-2/>

